

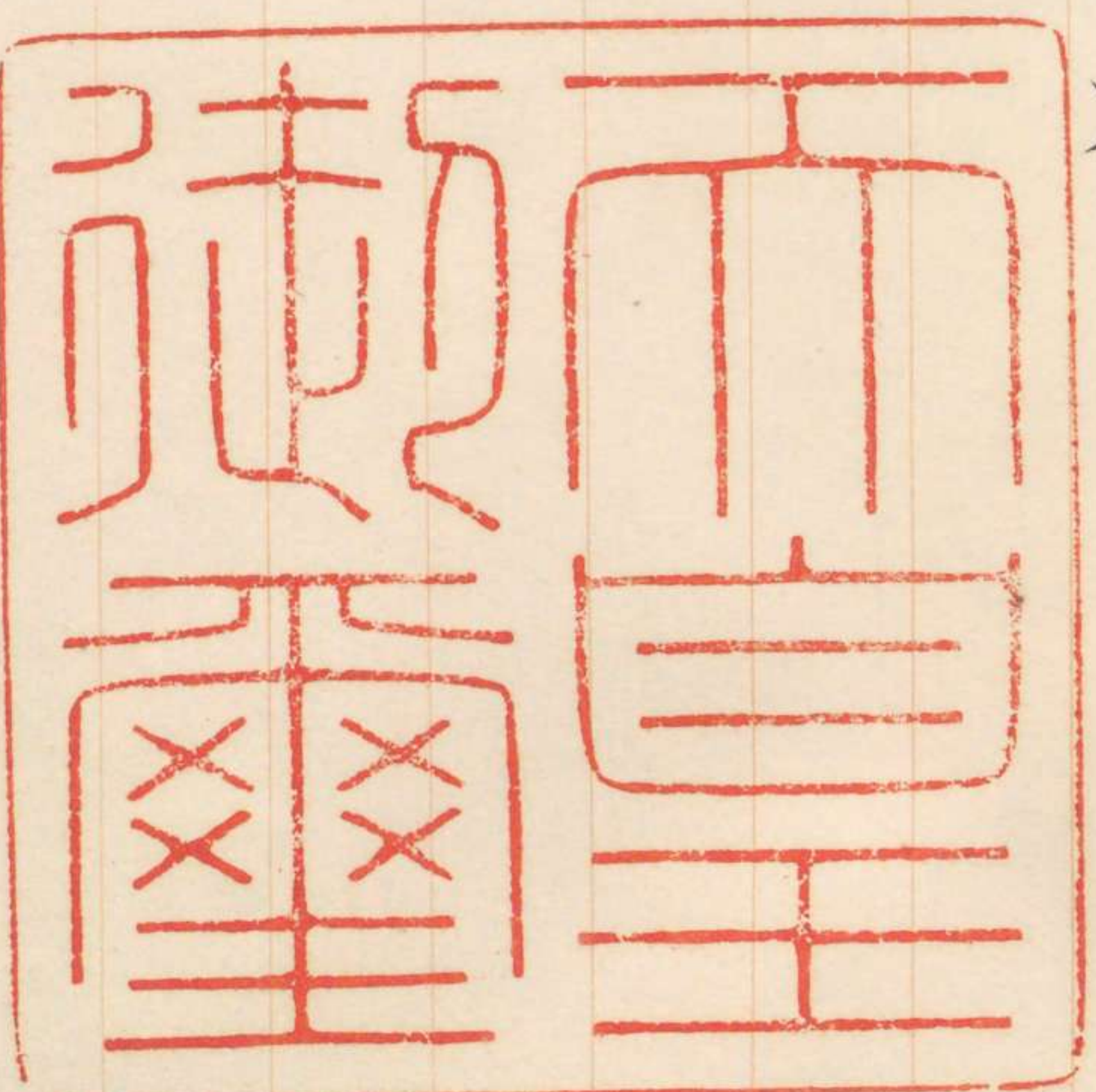
法律第二十号

終
内



朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル屠場法ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

睦仁



明治三十九年四月十日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望
内務大臣 原 敬

法律第三十二號

屠場法

第一條 本法ニ於テ屠場ト稱スルハ食用ニ供スル目的ヲ以テ獸畜ヲ屠殺スル場屋ヲ謂フ
本法ニ於テ獸畜ト稱スルハ牛、羊、豚及馬ヲ謂フ

第二條 屠場ヲ設立セムトスル者ハ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 屠場以外ニ於テハ食用ニ供ス
ル目的ヲ以テ獸畜ヲ屠殺解體スルコ
トヲ得ス但シ自家用其ノ他特別ノ事
情アル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依ル
第四條 屠場ニ於テハ屠畜検査負ノ檢
査ヲ經サル獸畜ヲ屠殺解體スルコト
ヲ得ス
屠肉内臓其ノ他食用ニ供スル部分ハ
屠畜検査負ノ検査ヲ經ルニ非サレハ
屠場外ニ搬出し又ハ製造ノ用ニ供シ

若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第五條 屠場ニハ屠畜検査ノ為必要ナ
ル設備ヲ為スヘシ

第六條 市町村ニ於テ屠場ヲ設立スル
トキハ地方長官(東京府ニ於テハ警視
總監)ハ必要ト認ムル地區内ニ於ケル
私設屠場ノ廢止ヲ命スルコトヲ得
第七條 屠場ヲ設立スル市町村ハ廢場
ヲ命セラレタル私設屠場主ニ對シ屠
場ノ使用廢止ノ為受クヘキ損失ヲ補

償スヘシ

前項ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徴シ地方長官之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第八條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ屠場ノ設置ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

第九條 市町村ハ地方長官(東京府ニ於

テハ警視總監)ノハ屠場ヲ廢止スルニ非サレ

第十條 市町村立屠場ハ必要ナル國有ノ土地ハ之ヲ市町村ニ譲與シ又ハ無償ニテ使用セシムルコトヲ得

第十一條 衛生上危害ヲ生シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)ハ屠場ノ廢止ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

償スヘシ

前項ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徴シ地方長官之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服ル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ

第八條

内務大臣ハ

要ト認ムルトキ

ハ屠場ノ設置ヲ

村ニ命スルコト

ヲ得

第九條

市町

官(東京府ニ於



テハ警視總監ノ認可ヲ得ルニ非サレハ屠場ヲ廢止スルコトヲ得ス

第十條

市町村立屠場ノ用地ニ必要ナル國有ノ土地ハ之ヲ市町村ニ讓與シ

又ハ無償ニテ使用セシムルコトヲ得

第十一條

衛生上危害ヲ生シ其ノ他公

益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ

地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)ハ

屠場ノ廢止ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停

止スルコトヲ得

第十二條 地方長官(東京府ニ於テハ警
視總監)ハ必要ト認ムルトキハ屠場設
備ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十三條 第三條第四條ニ違背シタル
者又ハ第十一條ノ停止ヲ犯シタル者
ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 屠畜ニ關スル營業者カ未成
年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又
ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ
依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定

代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ
成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 屠畜ニ關スル營業者ハ其ノ
代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ
従業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又
ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ
タルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ
故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第十六條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人、

其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ關シ本
法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違
反シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定
シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ
代表者ヲ以テ被告人トス

附則

第十七條 本法施行ノ際現ニ存スル屠
場ハ本法施行後三箇年間ハ本法ノ許
可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ本法

施行ノ日ヨリ起算シ許可期間三箇年
以内ナルトキハ其ノ期間ニ依ル
前項ノ期間終了後ハ本法ニ依リ許可
ヲ受クヘシ

第十八條 本法中市町村ニ關スル規定
ハ北海道ノ區一級町村二級町村及沖
繩縣ノ區其ノ他市町村ニ準スヘキ地
ニ適用ス

第十九條 本法ハ明治三十九年七月一
日ヨリ之ヲ施行ス

